二十二　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三七の項を次のように改める。

37	削除

第一項の表一〇六の項を次のように改める。

106	削除

二十三　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

二十四　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

第一項の表二四の項及び二五の項を次のように改める。

24	削除
25	削除

第一項の表四二の項を次のように改める。

42	削除

第一項の表四四の項を次のように改める。

44	削除

第一項の表七五の項を次のように改める。

75	削除

二十五　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七一の項を次のように改める。

71	削除

二十六　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

10	削除

第一項の表三六の項を次のように改める。

36	削除

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除

第一項の表八二の項を次のように改める。

82	削除

二十七　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三七の項及び三八の項を次のように改める。

37	削除
38	削除

二十八　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第一項の表一四の項を次のように改める。

14	削除

第一項の表二四の項を次のように改める。

24	削除

第一項の表二八の項を次のように改める。

28	削除

第一項の表三三の項及び三四の項を次のように改める。

33	削除
34	削除

第一項の表五一の項を次のように改める。

51	削除

第一項の表五七の項を次のように改める。

57	削除

二十九　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四七の項及び四八の項を削る。